

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（論文の提出）

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、12月27日（9月修了予定者については、6月30日）までに指導教員を経て研究科長（修士課程）に提出しなければならない。

（審査方法）

第3条 研究科長（修士課程）は、受理した論文の審査を名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）に付託する。

2 修士課程委員会は、論文の審査を付託されたときは、各論文ごとに審査会を設置し、その審査に当たらせる。

3 審査会は、3人以上の審査委員をもって構成し、指導教員を主査とする。

4 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

（最終試験）

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

（報告）

第5条 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）により、研究科長（修士課程）に報告する。

2 研究科長（修士課程）は、審査会の報告を修士課程委員会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月16日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。